

24. 社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の評議員に適用する。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、次のとおり報酬の支給及び費用弁償をする。

(1) 評議員が次の業務に従事した場合には、日額 3,000 円の報酬を支給する。

- ① 評議員が、評議員会及びその他の会議に出席した場合
- ② 評議員会を书面決議とした場合
- ③ ①及び②に規定する他、評議員が本会のために業務に従事した場合

(2) 評議員が前号の業務に従事するために、旅行等した場合には、本会旅費規程の規定に基づき費用弁償をする。

2 前項第1号に規定する報酬の額は、定款に規定する額を限度とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって評議員に支給する。ただし、評議員の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行し、改正後の第3第1号の規定は、令和3年6月2日から適用する。